

令和7年度諫早市農業委員会第12回総会議事録

1 開催日時 令和8年3月27日（金）開会 午後2時00分～閉会 午後2時45分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員（16人）

会 長 20番 久本純造

会長職務代理者

農 業 委 員	1 番 久 保 繁	2 番 牟 田 直 志	3 番 西 口 雪 夫
	4 番 立 森 和 富	5 番 林 田 芳 信	6 番 平 野 和 敏
	7 番 増 田 真 美 子	8 番 補 伽 文 夫	9 番 森 田 正 男
	11 番 松 本 秀 徳	12 番 江 崎 義 明	13 番 野 田 浩
	14 番 泉 野 政 則	15 番 田 淵 勇 二	18 番 増 山 時 子

4 欠席委員（4人）10番 中島康範 16番 山開博俊 17番 池田武弘
19番 前田貞松

5 議 案

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
第4号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する
意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
第5号 非農地通知書送付の件
第6号 令和7年度農地法第32条に基づく利用意向調査の結果及び農地中間管理
機構への情報提供の件
第7号 農地法第25条第1項の規定による和解の仲介実施状況の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 諸岡昌史 次長 嶋田弘樹 事務職員 久間利彦
事務職員 俣野海喜

9 議 事

(開会)

議長 これより、「令和7年度諫早市農業委員会第12回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、16名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、10番・中島康範委員、16番・山開博俊委員、17番・池田武弘委員、19番・前田貞松委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 異議なしということですので、議事録署名人に7番・増田真美子委員、15番・田淵勇二委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、中央地区、本明町の農地2筆、計1,149㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、5,761㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されております。また、農業に約20年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約6分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。2番、中央地区、本明町の農地2筆、計2,645㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は4,446㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約64年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。3番、小栗地区、鷺崎町及び小川町の農地4筆、計3,391㎡について、経営移譲を受けるため、借り入れる申請です。権利取得後の経営面積は3,391㎡です。トラクター等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。ま

た、農業に約10年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番、小野地区、小野島町の農地1筆、1,661㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は12,493㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しております。また、農業に約9年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、小野地区、小野島町の農地1筆、605㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利設定後の経営面積は25,831㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しております。また、農業に約48年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約1分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、小野地区、中央干拓の農地6筆、計84,474㎡について、引き続き農業経営を行うため、借り入れる申請です。権利設定後の経営面積は122,382.30㎡です。トラクター等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約32年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、有喜地区、早見町の農地2筆、計3,564㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の経営面積は63,901㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約53年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約20分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

8番、多良見地区、多良見町西園及び野副の農地2筆、計4,263㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の経営面積は12,990㎡です。運搬車等の機械は所有しております。また、農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

9番、飯盛地区、飯盛町野中の農地3筆、計1,123㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の経営面積は37,868㎡です。トラクターや耕運機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約23年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

10番、高来地区、高来町三部壺の農地1筆、1,005㎡について、経営移譲を受けるため、贈与を受ける申請です。権利取得後の経営面積は4,852㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しております。また、農業に約2年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

11番、高来地区、高来町溝口の農地1筆、181㎡について、農業経営規模拡

大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の経営面積は542㎡です。軽トラックや管理機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

12番、高来地区、高来町溝口の農地1筆、1,127㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は15,136㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しております。また、農業に約55年間従事され、譲受人事務所から申請地までは車で約5分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

13番、高来地区、高来町山道の農地1筆、824㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、36,531㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有されております。また、農業に約14年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

14番、高来地区、高来町山道の農地1筆、413㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、36,531㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有されております。また、農業に約14年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で、議案第1号の説明を終わります。

議 長 それでは、1番と2番について中央地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 1番と2番について、ご説明いたします。1番の農地を地区推進委員と確認して

きました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

2番についても同様で、ご審議をお願いします。

議 長 それでは、1番と2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番について小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、イチゴを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。

- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、4番から6番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 4番から6番について、ご説明いたします。4番と5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- また、6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利設定後は、借り入れる農地において年間を通し、飼料作物等を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 4番から6番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、4番から6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番から6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、7番について有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 7番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、8番について多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 8番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、9番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、馬鈴薯、人参を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、10番から14番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

11番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、白菜、大根、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

12番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

13番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、そばを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

14番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

議 長 10番から14番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、10番から14番は、申請どおり許可することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、10番から14番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第2号)

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、赤崎町の農地1筆654㎡を住宅用地（農家住宅）とする転用申請です。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地は申請人の自己所有であり問題なく、資金については残高証明書で確認しています。議案第2号につきましては、以上となります。

議 長 議案第2号の説明がありましたが、1番については11番の委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、11番の委員の退席を求めます。

(11番委員退席)

議 長 それでは、1番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（農家住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 11番委員の入場を求めます。

(11番委員・入場→着席)

(議案第3号)

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、栄田町の農地2筆608㎡と併用地を合わせた合計8,902.18㎡に

について、特定建築条件付土地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、34区画の宅地造成を行い、この内、農地部分であります3区画については、特定建築条件付土地とする申請です。土地の造成については盛土を最高2.68m、切土を最高3.75m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から道路側溝に放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書で確認しております。都市計画法第29条開発許可申請中です。

2番、有喜町の農地1筆558㎡と併用地を合わせた合計567㎡について資材置場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（贈与）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請人は解体業を営んでおりますが、資材置場が不足しているため、新たな資材置場を整備するものです。土地の造成については、盛土を最高0.75m、切土を最高0.75m施し、素掘り側溝を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書で確認しております。

3番、上大渡野町の農地1筆2.26㎡について通路用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は、所有する住宅への進入路が狭いため、通路を拡幅するものです。土地の造成については、切土を最高1.7m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり問題なく、資金については通帳で確認しております。

4番、森山町本村の農地1筆66㎡について通路用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（贈与）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、森山支所からおおむね300m以内にある農地ですので、第3種農地に該当します。本件は、昭和36年頃から農地に進入するための通路用地として利用しているもので、今回、土地の状況について確認したところ転用申請を行っていないことが判明したもので、今後も現状のまま利用する意向があるため申請を行うものです。現在被害を及ぼしておらず、今後も被害の発生は無いものと思われます。隣接する農地はなく、追加の資金は発生いたしません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がっております。議案第3号につきましては、以上となります。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番について中央地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、特定建築条件付売買予定地に転用することに

について適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。なお、この地区はほとんどが遊休農地で耕作されていないのが大部分ですので、問題ないと思います。

議 長 1 番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1 番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1 番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、2 番について有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 2 番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、資材置場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 2 番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2 番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2 番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、3 番について本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 3 番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、通路用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 3 番について、何かご質問はありませんか。
委 員 面積が 2. 2 6 m²と狭い。それでもこういう申請を上げるようになってきているのかもしれないが、普通の人は通路を作るだけなのにならないか。どうして判明したのか、どうして申請されたのか。その辺の理由を聞きたいと思います。

議 長 事務局、説明をお願いします。
事 務 局 こちらは譲受人さんの実家が近くにありまして、そこへの入口が狭くて入る時に譲り受ける場所に車が引っかかって擦ってしまうということから、その部分を譲ってもらっています。それで転用の許可が必要になるので手続きをされています。

委 員 それでわかったとですか。

議 長 わかったといいますか、とにかく道が狭くて木戸口といいますか、軽自動車しか入らないため、そこを譲ってもらった。

委 員 譲ってもらったからということですか。

議 長 そうです。そこを広げないといけなく、他人名義の土地なので、そこを買わないと、木戸口を拡張して名義がその方のものにならないということです。

委 員 自分の土地なら良いのですか。やっぱりダメなのですか。

事 務 局 農業用であれば、農業用の届出で良いですが、これは自宅に入っていくためのもの

で農業用でないので、転用手続きが必要になってきます。

委員
議長

はい、わかりました。

他に、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長

ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長
議長
委員

ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、4番について森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

4番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、通路用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長

ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長
(議案第4号)

ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長

次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」についてご説明します。

1番は、長田地区長田町の農地7筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

2番は、森山地区森山町本村の農地3筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

3番は、森山地区森山町田尻の農地1筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

4番は、飯盛地区飯盛町里の農地2筆を新規設定による貸借20年での貸付けです。

5番は、小長井地区小長井町新田原の農地1筆を新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

続きまして、議案第4号の農用地利用集積等促進計画の変更について、説明します。

6番と7番は借受人が同一の案件となります。既に農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区飯盛町上原の農地計3筆について、6番と7番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画となっております。

以上、第4号議案の1番から7番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の要件を満たしています。また、1番から7番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長 議案第4号の1番から7番の説明がありましたので、1番から7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から7番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から7番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

中央地区から1件、小野地区から2件、有喜地区から1件、小栗地区から1件、本野地区から2件、長田地区から4件、多良見地区から2件、森山地区から3件、小長井地区から3件、合計19件出ています。届出理由は、すべて相続により農地の所有権を取得したためとなっております。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

中央地区から1件、小野地区から1件合計2件の通知が出ています。解約理由としましては、売買するため、耕作者を変更するためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、仲沖町の農地1筆97㎡を看板設置用地とする届出です。

2番、仲沖町の農地1筆249㎡を住宅用地とする届出です。

3番、仲沖町の農地2筆、合計101㎡を住宅用地とする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、小川町の農地2筆、合計247㎡に戸建住宅2棟を建築する売買の届出です。

報告第5号「非農地通知書送付の件」につきましてご報告いたします。

令和7年度の利用状況調査の結果、415件、865筆、面積778,289.64㎡について非農地通知を発出しております。内訳として、諫早地区51件、125筆、小栗地区11件、13筆、小野地区42件、57筆、有喜地区8件、12筆、真津山地区7件、217筆、本野地区23件、40筆、長田地区68件、88筆、多良見地区55件、92筆、森山地区35件、49筆、飯盛地区14件、

18筆、高来地区53件、80筆、小長井地区48件、74筆で、いずれも山林・原野化しており、農振白地です。

報告第6号「令和7年度農地法第32条第1項に基づく利用意向調査及び農地中間管理機構への情報提供の件」につきましてご報告いたします。

令和7年度の利用状況調査の結果、223件、466筆、対象面積461,779㎡について農地利用意向調査書を発出いたしました。回答内容につきましては、中間管理事業の利用176筆、利用権の設定又は移転15筆、自ら耕作を再開113筆、その他11筆となっております。詳細につきましては、報告書の記載内容どおりとなります。

報告第7号「農地法第25条第1項の規定による和解の仲介実施状況の件」につきましてご報告いたします。

令和8年3月12日に諫早市役所にて、仲介委員3名により、和解仲介を実施し、和解案を当事者へ提示しました。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
委員 19ページで、例えば多良見の場合を見たのですが、農地中間管理事業を利用して35筆出しているでしょう。今後つくりますか、どうしますかということで、そしたら問題になるのではないかと。中間管理機構を通して35筆もそういう手入れをしていない農地がある。他の地区も若干あるのですけれど、小長井地区もけっこう多いですけど、この場合どうなるかと思う訳なのですよ。

事務局 この35筆は中間管理機構を通して賃借している訳ではなく、この35筆が今現在耕作をされていなく、遊休農地化されている所に通知を送付した結果、中間管理機構への賃借を希望するという回答が35筆ということです。

議長 他に、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 最後のページに仲介の和解ということで牟田委員、西口委員、久保委員の3人の方に仲介をして頂きました。第3条の貸し手と借り手の紛争ということで、ただ結果としては仲介が成立しなかったということでありますけれど、本当に仲介に入ってもらった委員さんにはご苦勞をおかけしました。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 農地法第3条許可 14件

議案第2号 農地法第4条許可 1件

議案第 3 号 農地法第 5 条許可 4 件

議案第 4 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画
に対する意見聴取の件 7 件

以上、審議件数は、全部で 26 件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年度諫早市農業委員会第 12 回総会を閉会いたします。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____